

登 生 第 1 4 1 2 号
令 和 3 年 1 2 月 1 3 日

社会福祉法人登米市社会福祉協議会
会長 千 葉 博 行 様

登米市長 熊 谷 盛 廣



税額控除に係る証明書について

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年12月31日から令和8年12月30日まで

担当：登米市福祉事務所生活福祉課
福祉総務係 主事 高橋 凌
TEL：0220-58-5552
FAX：0220-58-2375
E-mail：seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp

